

訪問看護ステーション ケアライズ

訪問看護 重要事項説明書

株式会社 ケアライズ

訪問看護 重要事項説明書

1. 【事業の目的】

株式会社ケアライズ(以下「事業者」といいます。)が開設する訪問看護ステーション ケアライズ(以下「当事業者」といいます。)は、介護保険法および健康保険法による訪問看護を行う訪問看護事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の看護師およびその他従事者(以下「看護師等」といいます。)が、要介護状態及び要支援状態、疾病または負傷により、居宅において継続した療養を受ける状態にあるご利用者(主治医が訪問看護等の必要性を認めたものに限ります。)(以下「ご利用者」といいます。)に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

2. 【運営の方針】

- ① 当事業者は、地域との結びつきを重視し、主治医、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び関係市区町村との密接な連携を図りつつ、利用者の心身の状況、その置かれている環境及びご希望等の把握に努め、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援するものとします。
- ② 事業の実施に当たっては、当事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとします。
- ③ 前各項に定めるものの他、介護保険法および健康保険法、厚生労働省令で定める指定基準、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとします。

3. 【事業者の概要】

法人名	株式会社 ケアライズ	法人種別	営利法人
代表者	代表取締役 櫻井 博彦		
所在地	北海道札幌市白石区南郷通21丁目南5番39号 南郷21メディカルビル1F		
電話番号	011-827-6633	FAX番号	011-827-6637
事業内容	①有料老人ホーム ②共同生活援助 ③訪問介護 ④重度訪問介護 ⑤居宅介護支援 ⑥訪問看護ステーション		

4. 【事業所の概要】

①	事業所の名称	訪問看護ステーション ケアライズ		
	所在地	北海道札幌市白石区南郷通21丁目南5番39号 南郷21メディカルビル1F		
	電話番号	011-826-6032	FAX番号	011-827-6637
事業所番号		0160591418		
管理者名		岩原 史典		
通常の事業の実施地域		札幌市中央区・白石区・清田区・豊平区・北区・南区・西区・東区・厚別区		
損賠賠償責任保険加入先		東京海上日動火災保険株式会社		
サービス提供				
		提供日	365日	
		提供時間	24時間	
サービス受付・営業				
		受付・営業日	月曜日～日曜日(年末年始12/29～1/3を除く)	
		受付・営業時間	午前9時 ～ 午後5時	

5. 【事業所の職員体制】

職種	資格	常勤	非常勤	計	備考(兼任の有無等)
管理者	看護師	1人		1人	看護職員兼任
看護師等	看護師	4人以上		4人以上	内一人管理者兼任
	准看護師				
	保健師				
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士				

(1) 管理者

管理者は、当事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うものとします。また、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行うものとします。

(2) 看護師等

看護師等は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書（以下、「訪問看護計画」という。）、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書（以下、「訪問看護報告書」という。）を作成し（准看護師を除く）、訪問看護の提供に当たるものとする。

6. 【サービス内容】

- ① 病状及び障害の視察
- ② 清拭及び洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ ターミナルケア
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

7. 【サービス提供の流れ】

訪問看護提供の統一した流れは以下のとおりです。

① 重要事項の説明・同意・交付及び契約の締結	事業所の管理者等が相談の受付を行います。ご利用者やご家族に、サービスの内容、利用料、提供方法、事業所の概要などについて、わかりやすく丁寧に説明し、同意をいただいた上で契約を締結します。
② 主治医による訪問看護指示書の発行	看護師等が主治医に依頼し、訪問看護指示書の発行を受けます。 ※ ①が行われる前に、ご利用者もしくはご利用者を担当する介護支援専門員等から訪問看護指示書の発行を主治医に依頼する場合があります。
③ 訪問看護計画の説明・同意・交付	心身の状況などの把握と課題の分析を行い、他のサービス担当者との意見交換等を通し、訪問看護指示書、かつ、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合は、これに添って訪問看護計画を作成します。
④ 訪問看護の開始	ご利用者に同意していただき、訪問看護計画に添って、訪問看護の提供が開始されます。主治医との密接な連携を図るため、訪問看護報告書を作成し、主治医に提供します。
⑤ 経過の観察・評価	ご利用者の心身の状況に変化はないか、訪問看護の効果はどうかなどの評価を継続して行います。 ※ 心身の状況の変化などにより、サービスの内容に変更の必要性がある場合には、再度適切な訪問看護が提供できるよう援助いたします。

8. 【ご利用料金およびお支払い方法等】

訪問看護の利用に係わる、ご利用料金ならびにお支払い方法等につきましては、重要事項説明書別紙利用料金表のとおりとします。

9. 【守秘義務・個人情報の保護】

- ① 事業所は、訪問看護を実施する上で知り得た、ご利用者またはご家族などに関する事項については、ご利用者または第三者の生命、身体などに危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて第三者に提供しません。
- ② 事業所は、その業務に携わる看護師等に対して、その業務に従事する際には、正当な理由がなく業務上知り得たご利用者またはご家族などの情報を第三者に提供してはならない旨の書面を取り交わすなど、必要な措置を講じます。
- ③ 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得たご利用者またはご家族などの秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の書面を取り交わすなど、必要な措置を講じます。
- ④ 事業所は、サービス担当者会議や介護支援専門員および他の居宅サービス事業所などとの連絡調整において、個人情報を関係者へ提供することが必要である場合は、あらかじめご利用者およびご家族等に対して、情報提供の目的と、情報を提供する関係者に関する事項を説明し、書面にて同意を得ます。

10. 【損害賠償責任】

事業所は、ご利用者に対する訪問看護の提供により、万一事故が発生し、ご利用者に損害が発生した場合には、すみやかに市区町村、ご利用者のご家族などに連絡をとり、必要な措置を講じるとともに当事業所の責めに帰すべき事由による場合は損害を賠償します。

11. 【虐待の防止について】

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 【身体拘束等について】

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察ならびに検討内容について記録し、5年間保存します。また、事業者として身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的行います。

- ① 切迫性・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- ② 非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替える介護方法がない場合。
- ③ 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

11. 【ご協力いただきたい事項】

ご利用者およびご家族は以下の事項についてご理解していただき、当事業所が行う訪問看護の提供にご協力ください。

- ① ご利用者の疾患および心身の状態などの事項は、訪問看護計画を作成する上で重要な情報です。詳細にお知らせいただき、看護師等が行う状況把握にご協力ください。
- ② ご利用者の急激な体調の変化などの事項は、訪問看護を行う上で重要な情報です。すみやかに、かつ詳細にお知らせください。
- ③ ご利用者のお宅の鍵をお預かりする際には、鍵預り証を取り交わします。
- ④ 物品等の破損が、自然または老朽化により発生した場合には、その損害に関する賠償責任は負いません。
- ⑤ 看護師等の個人の電話番号や住所はお知らせできませんので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ 看護師等への仕事上の茶菓、お礼は固くお断りしております。ご理解いただけますようお願い申し上げます。
- ⑦ 訪問看護の内容の変更に関しては、事業所の管理者にご相談ください。

12. 【相談・苦情の対応】

サービスの内容および個人情報取り扱い等に苦情・相談がある場合には、下記の窓口にご連絡ください。

事業者の窓口	所在地	北海道札幌市白石区南郷通21丁目南5番39号 南郷21メディカルビル1F
	電話番号	011-826-6032
	受付時間	9時00分～17時00分
	担当者	管理者：岩原 史典
公的団体の窓口	担当窓口	北海道国民健康保険団体連合会
	電話番号	011-231-5161
	受付時間	9時00分～17時00分

令和 年 月 日

事業者

＜事業者名＞ 株式会社 ケアライズ

＜所在地＞ 〒003-0022北海道札幌市白石区南郷通21丁目南5番39号
南郷21メディカルビル1F

＜代表者名＞ 代表取締役 櫻井 博彦

説明者

＜事業所名＞ 訪問看護ステーション ケアライズ

＜担当者名＞ 印

私は、本書面に基づいて事業所から訪問看護についての重要事項の説明および当該重要事項説明書の交付を受け、その内容について同意しました。

<ご利用者> 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)
 <代理人> 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)